1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山市

2 構造改革特別区域の名称

豊かな自然が育む和歌山どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

和歌山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

和歌山市(以下、「本市」という。)は、紀伊半島の北西部に位置し、市のほぼ中心部を紀の川が東西に流れ、その堆積物によってできた平野部を中心にまちが形成されている。北部は緑豊かな和泉山脈が連なり、北西部から南部にかけては近年、観光客が増加している友ケ島をはじめとした多島海景観を有するなど、豊かな自然に恵まれている。総面積は、208.84 km。近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、第二阪和国道など広域幹線道路を含めた道路ネットワークのほか、鉄道はJR阪和線・紀勢本線・和歌山線や南海電鉄本線・加太線・和歌山港線、和歌山電鐵貴志川線が通っており、関西国際空港から最も近い県庁所在地である。また、本市は、温暖で雨量が少ない、いわゆる瀬戸内海式気候帯に属しており、平均湿度も比較的低いため、四季を通じて温暖な気候に恵まれている。

(2) まちの特性

本市は、戦前から地場産業(繊維、捺染、皮革、化学、木工など)が発展するとともに、「ぶらくり丁」に代表する商店街が市民の消費を支えてきた。戦後、本市の産業は鉄鋼、化学などの重化学工業が先導的な役割を担い、飛躍的に発展した。1982年以降は、製造業の事業所数が減少を続け、経済の低迷が見られたが、近年では、技術力や開発力に優れた企業の成長や輸出企業の業績改善に加え、国内外からの観光客増加による観光消費の拡大が見られるほか、第二阪和国道、京奈和自動車道や和歌山南スマートインターチェンジなどの道路整備の進展によるアクセス性の飛躍的な向上などによって、企業競争力の強化、企業立地の推進などが期待されている。

本市の農業は、水稲を中心に野菜・果樹を取り入れた複合経営を営み、沿岸部に広がる砂地農業地帯での大根やショウガなどの根茎菜をはじめ、紀の川の両岸に広がる水田地帯の米とキャベツ、はくさい等の裏作野菜の栽培など、都市近郊型農業として近代化を進めてきた。「新しょうが」や「布引だいこん」が特産品として挙げられるほか、水田では、水稲と

キャベツ・はくさい等が作付けされている。本市の米作りの特徴としては、「キヌヒカリ」「ヒノヒカリ」を中心に栽培し、作付面積は 1,560ha、10a あたりの収量は 508kg、収穫量は 7,940t (2018 年値) である。

観光の面では、史跡和歌山城、和歌の浦、加太に代表される、自然、歴史・文化などに関する魅力的な観光資源が豊富に存在し、2018年の観光入込客数は668万人にのぼる。また、市東部には、自然と農業のテーマパーク「四季の郷公園」があり、2021年のリニューアルオープンに向けて新たに道の駅の整備などを市が進めている。リニューアルオープン後には、食や農業体験を楽しめる農業体験型観光施設としていっそう魅力が高まり、年間28万人の来場を見込んでいる。

(3)課題

本市の人口は1985年頃をピークにその後減少し、少子高齢化に加え、就職、進学を契機とした若年層の市外への転出により、2015年の国勢調査時点では約36万人まで減少している。また、高齢化率の状況は全国平均に比べ高く、2015年で29.3%となっており、産業の担い手の不足や地域経済の衰退が懸念される。

農業に関しては、2005年から2015年の間で、農家戸数が4,304戸から3,651戸へと減少している一方で、60歳以上の農業従事者の割合が65%から76%へと増加している。また、耕地面積については、3,290haから2,860haへと430ha減少しているものの、戸数あたりの平均耕地面積については、0.76haから0.78haへと0.02ha増加している。さらに、耕作放棄地(遊休農地)については、311haから332haへと増加していることなどから、農業者の高齢化と後継者不足が顕著である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、市内各地で稲作が行われているが、担い手の減少や高齢化が課題となっている。 そこで、本特例措置を活用し、その他の醸造酒(特定酒類)(以下「濁酒」という。)を農家 レストラン等で提供することにより、6次産業化を実現し、農業の活性化に繋げていく。

また、市内には自然と農業のテーマパーク「四季の郷公園」や真鯛・しらすといった特産 品など様々な観光資源があり、多くの観光客が訪れていることから、市内農家レストラン等 への集客が期待できるとともに、観光消費の拡大に貢献することも期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画を実施し、地元の米で製造する濁酒を農家レストラン等で提供することにより、農業の振興、生産意欲及び農家所得の向上を図ることを目標とする。

また、濁酒を提供する農家レストラン等を観光客に対して PR することにより、観光客の増加や観光消費額の拡大を目指す。

項目	実績値	目標値	目標値	目標値
	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)
濁酒の年間製造量	-	0 0	2,160 @	2,160 @

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施を通して、6次産業化による農業経営の安定化や所得の向上が期待される。 また、農家レストラン等での濁酒の提供を通じて、市内産品のブランド化・高付加価値化や、 観光客数・観光消費の増加が期待される。

項目	実績値	目標値	目標値	目標値
	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)
濁酒の年間製造量	-	0 0	2,160 ℓ	2, 160 ℓ
市内観光消費額	47,554 百万円	49,909 百万円	50,332 百万円	50,755 百万円
観光客数	668 万人	700 万人	702 万人	705 万人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

*別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、レストラン、飲食店等)を営む農業者(以下「特定農業者」という。)で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としてその他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- ① 事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- ② 事業が行われる区域 和歌山市の全域
- ③ 事業の実施期間上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- ④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載した者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

地元産の米を使った濁酒づくりは、6次産業化による農業活性化につながるほか、農家 レストランへ観光客等を呼び込むことで観光消費拡大にも貢献するものである。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、 税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するため制度内容の広報や周知を行うとともに、特定農業

者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。